

2024年度①

# 憲 法

(全 2 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

# 憲法①

次の問題 I と II のうち、どちらか 1 問を選択して解答しなさい。なお、選択する問題の番号を解答用紙の所定の欄に記入すること。(100 点)

I X (60 歳、男性) は、自宅前で行われていたマンション (以下、「本件マンション」という。) 建設工事に反対し、近隣住民とともに反対運動を行っていた。X は、本件マンションの建設現場において、本件マンションを建設する A 社の従業員 B の両胸を両手で突き飛ばしてその背中を徐行中のダンプカーの側面に接触させる暴行を加えたとして、暴行罪の被疑事実で C 県警の警察官に現行犯逮捕された。X は勾留後、罰金 15 万円の求刑で起訴されたが、防犯カメラの映像から、B が両腕を抱えるように近づいて来たため、X はこれを逃れようと体をひねっただけであったことが確認され、無罪判決が下され、確定した。

X は勾留中に、口腔内細胞 (DNA 型) の採取に任意で応じていた。警察実務上、適法に採取された DNA 型のデータはコンピューターに入力され、データベース化して系統的に整理・管理されている。DNA 型のデータベースは、捜査目的及び身元を明らかにするために利用されており、犯罪捜査の効率性、実効性を高める積極的意義が期待されている。

DNA 型は DNA 資料とは異なり、あくまで人を識別するための限られた情報であるものの、X は無罪判決の確定後も DNA 型がデータベースで半永久的に管理されることは、犯罪予備軍として監視され続けることに等しく、納得できないと感じている。X には前科・前歴がないこと、X が逮捕されてから 5 年が経過しており、既に本件マンションの建設工事は終了し、本件マンション建設の反対運動も終結していることから、X は自身の DNA 型をデータベースから抹消するよう求めたい。

DNA 型の取り扱いについては、国家公安委員会が、警察法 81 条及び同法施行令 13 条 1 項に基づいて DNA 型記録取扱規則 (以下、「本件規則」という。) を規定している。本件規則は、主として警察当局における DNA 型の取扱いについての規程であるが、DNA 型のデータベース化やその運用に関する要件、対象犯罪、保存期間、抹消請求権については規定されていない。本件規則 7 条 1 項 2 号には「被疑者 DNA 型記録を保管する必要がなくなったとき」に抹消しなければならないと規定とされているが、「必要がなくなったとき」は個別の判断とされ、いかなる場

合に抹消されるのかについて文書や通達等で何ら定められていない。

以上のことを踏まえて、Xの国に対する、XのDNA型のデータの抹消請求が認められるかについて論じなさい。

### 【参考資料】

#### ○ DNA型記録取扱規則

(抹消)

第7条 犯罪鑑識官は、その保管する被疑者DNA型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該被疑者DNA型記録を抹消しなければならない。

- 一 被疑者DNA型記録に係る者が死亡したとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、被疑者DNA型記録を保管する必要がなくなったとき。

II 日本国憲法には「法律でこれを定める」という規定が少なからず含まれており、裁判所により第81条の違憲立法審査権が行使されるときに、その対象となる「法律」の規定に合憲性の推定が働かされることがある。その憲法上の根拠については、さまざまな考え方があるが、第41条や第43条第1項の規定は、違憲立法審査権の行使の対象となる「法律」の規定に合憲性の推定を働かせる根拠として適切であるのかないのかを論じなさい。